

奈良県建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能に係る
認定等に係る登録建築物エネルギー消費性能評価機関等を定める要綱

奈良県手数料条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 33 号）別表第 1 の 399 の 6 の項及び 399 の 10 の項に基づき知事が定めるものとは、以下の機関のうち奈良県（奈良市、橿原市、生駒市を除く。）を業務区域とする機関とする。

審査対象	知事が定める機関
住宅のみの用途に供する建築物 又は複合建築物における住戸が 認定対象の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関
上記以外の建築物が認定対象の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関

附 則

この要綱は平成 24 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。